

基 発 0 2 2 6 第 5 号
令 和 8 年 2 月 2 6 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

「時間外労働・休日労働に関する協定の本社一括届出について」
の一部改正について

標記については、労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の電子申請機能の改修を踏まえ、別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、その実施に遺漏なきを期されたい。

令和7年3月28日付け基発 0328 第8号「時間外労働・休日労働に関する協定の本社一括届出について」新旧対照表

改正後	現 行
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
3 労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」から電子申請を行う場合 労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の電子申請様式作成支援ツール（以下「ツール」という。）により、次の事業場を組み合わせ一括して届出を行うことができること。 (1) (略) (2) (略)	3 労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」から電子申請を行う場合 労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の電子申請様式作成支援ツール（以下「ツール」という。）により、 <u>則様式第9号（一般条項）、第9号の2（特別条項）又は第9号の3（新技術・新商品の研究開発業務）に限り、次の事業場を組み合わせ一括して届出を行うことができること。</u> (1) (略) (2) (略)
4 (略)	4 (略)